4　法第六十八条の十五の七第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該支出年度（法第六十八条の十五の七第二項に規定する支出年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（同条第四項の規定により当該支出年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）にイに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　認定連結親法人又はその認定連結子法人で、事業適応繰延資産（法第六十八条の十五の七第五項に規定する事業適応繰延資産（同項の規定の適用に係るものに限る。）をいう。ロ及び第七項第二号において同じ。）に係る費用を支出したものの当該支出年度の個別所得金額

ロ　事業適応繰延資産に係る費用を支出した認定連結親法人の当該支出年度の個別所得金額及び事業適応繰延資産に係る費用を支出した各認定連結子法人の当該支出年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該支出年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（法第六十八条の十五の七第六項に規定する政令で定めるものは、同条第三項に規定する生産工程効率化等設備のうち第二十七条の十二の七第三項の規定により経済産業大臣が定める基準に適合するもの及び法第六十八条の十五の七第三項に規定する需要開拓商品生産設備とする。

5　法第六十八条の十五の七第六項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（法第六十八条の十五の七第四項及び第五項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　連結親法人又はその連結子法人で、生産工程効率化等設備等（法第六十八条の十五の七第三項に規定する生産工程効率化等設備等（同条第六項の規定の適用に係るものに限る。）をいう。ロ及び次項第三号において同じ。）を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額

ロ　生産工程効率化等設備等を取得し、又は製作し、若しくは建設した連結親法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（法第六十八条の十五の七第四項及び第五項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）にイに掲げる金額がロに